株式会社ＱＬＳホールディングス

定　　款

令和１年８月２６日　改定
令和２年６月２９日　改定
令和４年３月３０日　改定
令和４年６月３０日　改定
令和６年６月２７日　改定
令和６年８月　１日　改定

定　　款

第1章　　総　　則

（商　号）

第1条　当会社は、株式会社ＱＬＳホールディングスと称し、英文では、ＱＬＳ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ　Ｃｏ．，　Ｌｔｄと表示する。

（目　的）

第2条　当会社は、次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理すること、及び当該株式会社等へのコンサルタント業務を目的とする。

１．介護保険法に基づく居宅介護支援事業
２．介護保険法に基づく居宅サービス事業
３．介護保険法に基づく第１号事業
４．介護保険法に基づく介護予防支援事業
５．介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
６．介護保険法に基づく介護予防サービス事業
７．介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
８．健康保険法に基づく訪問看護事業
９．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
１０．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
１１．児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
１２．児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
１３．障がい者のサテライトオフィス事業
１４．有料老人ホーム事業、高齢者専用賃貸住宅事業
１５．保育所・託児所・こども園・学童クラブの運営及び運営受託事業
１６．労働者派遣事業
１７．有料職業紹介事業
１８．自動車整備業の請負事業
１９．イベント、展示会の企画、制作、運営及び請負事業
２０．情報処理機器、通信機器の販売、保守、運用の請負及び販売代理事業

２１．不動産の賃貸事業
２２．動産の賃貸事業
２３．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２４，１７４，７２０株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなけ

ればならない。

（議事録）

第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、法令に定めるところにより、これを記載又は記録した議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任方法）

第20条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第27条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、

法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第30条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任方法）

第31条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第33条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第34条　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第37条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第38条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第39条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間で、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第40条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第42条　会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第43条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当の基準日）

第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて、その最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月末日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）
第46条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。